

米子市農業委員会告示第14号

所有者等を確知することができない農地について

次に示す農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定による探索を行った結果、その農地の所有者又はその農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知することができないので、同法第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年12月24日

米子市農業委員会
会長 田邊 雄 一



1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積	農地に関する権利の種類	農地の所有者等の情報
米子市尾高字森下ノ東 3274番1	田	540平方メートル	所有権	登記名義人 米子市尾高1393番地 重松きよ

2 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該農地についての権原を証する書面を添えて、米子市農業委員会に申し出るものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 当該申出に係る農地の所在、地番、地目及び面積

3 この公示の日から起算して6か月以内に、所有者等から2に定めるところによる申出がないときは、当該公示に係る農地について、農地法第41条第2項の規定により読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により鳥取県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある。